

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 一六六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一六六
- 保安林の指定を解除する件二件 一六七
- 道路の区域を変更する件四件 一六八
- 道路の供用を開始する件三件 一六八

公 告

- 浸水想定区域を指定した件二件 一八九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一八九
- 随意契約の相手方を決定した件 一九〇
- 福島県教育委員会教育長 一九〇
- 落札者を決定した件 一九一

告 示

福島県告示第二百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年四月十八日から同年五月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテUNY会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合

字幕内南百五十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年四月十八日から同年五月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市藤原二丁目二十一番六ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から令和七年四月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十一日認可した。

令和七年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所
いわき市平中平窪字後川原四七のチ、小川町西小川字豊田三〇の一、字平田二六、

- 三三、三四の一、三四の二
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第三百二二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和七年四月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市平下神谷字前沢帯六の一、七、九のイ、一〇から一三、字沢帯一五七、一五八
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第三百三三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年四月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市沼ヶ作六四〇 番地先から 同 市沼ヶ作五九〇 番地先まで	変更前 変更後	一一・四〇 一一・四〇 一一・四〇 一一・四〇	四四五・〇 四四五・〇 四四五・〇 四四五・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年四月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹 小野線	西白河郡矢吹町中沖二 二八番二地先から 石川郡玉川村大字小高 字南畷四五番一地先ま で	変更前 変更後	A 八・〇〇 二四・〇〇 B 一〇・〇〇 二六・〇〇	四八六・五 四八六・五 五四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年四月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更前	敷地の幅員	延 長

路線名	区 間	変更後 の 別	変更前 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上郷 下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大 字笹川字平明下二七三 七番一地从先から 同 郡同 町新郷大 字笹川字平明下二八三 四番一地从先まで	変更後	変更前	七・七〇 一三三・三	二二七・九

(道路計画課)

福島県告示第三百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更後 の 別	変更前 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き浪江線	双葉郡大熊町大字大川 原字南平二二八五番地 先から 同 郡同 町大字大川 原字南平一一三〇番二 地从先まで	変更後	変更前	一五・〇〇 六四・一	一一三・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四五九号	二本松市沼ヶ作六四〇番地先から 同 市沼ヶ作五九〇番地先まで	令和七年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第三百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき浪江線	双葉郡大熊町大字大川原字南平二 二八五番地先から 同 郡同 町大字大川原字南平一 一三〇番二地从先まで	令和七年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき上三坂小 野線	いわき市山田町塙沢三九番一地从先 から 同 市山田町和久二一番二地从先 まで	令和七年四月一日

(道路計画課)

公 告

公告第七十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、外面川、矢武川、藤野川、泉川、赤坂川及び西川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和七年四月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（河川整備課）

公告第七十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、岩根川及び殿川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和七年四月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（河川整備課）

公告第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第81号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年4月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - 免許証カード基体（IC） 予定数量369箱
 - インクリボンカセット（IC） 予定数量169箱
 - 運転経歴証明書用カード基体 予定数量21箱
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和7年2月28日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額
 - 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する

額を除く。)

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラムについて、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年4月18日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

- 1 落札に係る物品等の件名及び数量
福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム 7,118本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
- 5 落札金額
227,189,476円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年1月21日

（教育総務課）